

受講約款

本約款は、Kuu 株式会社（以下、「当社」と表記します。）が第 1 条に記載の通り開催する講座に適用される条件を定めたものです。講習を受講しようとする者（以下、「受講者」と表記します。）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとします。

記

第 1 条（本講座の概要と目的）

1. 当社は日本の受講者向けにマインドフルネス認知療法講師養成講座（以下、「本講座」と表記します。）を開催します。本講座はマインドフルネス認知療法を教授する講師に必要な知識と技能の習得を目的とするものです。
2. 本講座の開催にあたり、当社はドイツに所在する The Institute for Mindfulness-Based Approaches（以下、「IMA」と表記します。）から講師および教材の全部または一部の提供を受けます。
3. 前項の定めにかかわらず、本講座の提供に関しては当社のみが受講者と契約を締結するものであり、IMA および IMA が提供する講師その他一切の関係者と受講者は直接の契約関係に立つものではありません。また、IMA から当社が提供を受ける講師と当社は雇用その他一切の直接の契約関係に立つものではありません。
4. 当社と IMA は別個の法的主体であり、親子会社、関連会社その他一切の資本関係にあるものではありません。

第 2 条（本講座のプログラム内容）

1. 本講座は以下の日程で開催されます。

モジュール 1	2024 年 1 月 26 日（金） 14:30-22:00
	2024 年 1 月 27 日（土） 11:30-22:00
	2024 年 1 月 28 日（日） 11:30-22:00
モジュール 2	2024 年 2 月 10 日（土） 11:30-22:00
	2024 年 2 月 11 日（日） 11:30-22:00

2. 前項の基本プログラムに加え、当社は本講座の開催期間中、講師による指導のためのスーパービジョンセッションを提供します。なお、スーパービジョンセッションの受講料は第3条の受講料に含まれず、別途受講料を徴収して提供するものとします。

第3条（受講料の支払）

1. 受講者は本講座の受講料として 253,000 円（消費税込）を当社に支払うものとします。
2. 支払は当社指定の銀行口座に振込送金の方法によるものとし、送金にかかる手数料は受講者の負担とします。
3. 本条第1項の受講料は本講座を受講することに対する対価であり、この受講料には以下の料金および費用が含まれます。
 - ① 本講座の各モジュールに参加するための料金。
 - ② 本講座において使用する教材の印刷費用。ただし、教材は電子データでの配布を予定していますが、当社判断により印刷物の郵送に変更になる場合があります。
4. 以下の料金および費用は本条第1項の受講料には含まれません。以下の料金および費用は支払のための送金手数料を含め受講者が負担し、当社を介さず直接サービス提供者へ支払うこととします。
 - ① スーパービジョン（10 時間）参加するための料金（受講者 1 人 1 時間あたり 100Euro 程度の予定です。ただし物価の大幅な変動等がある場合、料金が変わることがあります。）
 - ② 個別セッションでの通訳を希望する場合の通訳費
 - ③ 電子データで配布された場合で印刷が必要な場合、それにかかる費用
 - ④ オンラインでのセッションに参加するために必要な機材および設備にかかる費用、ならびにインターネット回線の利用料その他の諸経費

第4条（本講座を担当する講師）

1. 本講座の開催に先立って実施された宣伝広告およびオリエンテーションで紹介された担当講師、ならびに本契約第2条第1項に記載された担当講師はあくまで予定であり、当社および IMA の判断により変更される可能性があることを受講者は了承するものとします。
2. 受講者は予定されていた担当講師が変更になったことを理由として本契約の解除、

受講料の免除、減額もしくは返金、または損害の賠償を求めることはできません。

第5条（最少催行人数）

1. 本講座の最少催行人数は15名です。受講希望者が最少催行人数に満たない場合に本講座が開催されないことがあることを受講者は了承するものとします。
2. 受講希望者が最少催行人数に満たないことを理由とする本講座の開催中止は第6条に基づき当社が決定します。受講者が本講座を受講する人数の多寡を理由として当社に本講座の中止を求めること、本契約を解除すること、受講料の免除、減額もしくは返金、または損害の賠償を求めることはできません。

第6条（本講座の中止・変更）

1. 当社は以下の場合に本講座の一部もしくは全部を中止し、または本講座の日程、内容、実施方法その他の事項を変更することができるものとします。
 - ① 受講希望者が第5条で規定する最少催行人数に満たなかった場合
 - ② 本講座の開始後に当社の責めに帰すべき事由によらずに受講者の数が大幅に減少した場合
 - ③ 自然災害、伝染病の拡大、その他当社の合理的制御の及ばない事由により本講座を予定どおり開催することが困難になった場合
 - ④ 前各号に定める事由のほか、中止または変更が相当であると当社がIMAと合意した場合
2. 前項に基づく中止または変更が行われた場合、当社の責めに帰すべき事由によるものに限り、当該中止または変更により受講者が被った損害を賠償する義務を負います。
3. 本条第1項に基づく中止または変更が行われたことにより受講者が本講座を受講することができなくなった場合、受講者は受講料の支払義務を免れ、支払済みの受講料については当社に返金を求めることができるものとします。ただし、中止もしくは変更前に本講座の一部が実施済みであった場合、または中止もしくは変更後に受講者が本講座の一部につき提供を受けた場合、当該実施および提供の割合に応じて受講料の支払義務を負います。

第7条（代替措置の提供）

第6条に基づく中止または変更がなされた場合、別日程での代講の提供その他の代

替措置を講じることができます。この場合、当該代替措置を講じることで第1条第1項に定める本講座の目的が実質的に達成できるときは、当社は第6条2項に基づく損害賠償義務および同条第3項に基づく受講料の免除、減額または返金に応じる義務を負わないものとします。

第8条（受講をお断りする場合）

1. 本講座の開始前後を問わず、以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は特定の受講者の受講を拒否することができるものとします。
 - ① 当該受講者が重大な身体的または精神的疾患により本講座を履修することが著しく困難であり、医師による許可および援助が受けられない場合
 - ② 当該受講者が本講座の授業を妨げ、他の受講者や講師に迷惑をかけ、または当社もしくは IMA に不利益を与えるおそれがある場合
 - ③ 申込時の申告内容に虚偽があり、本講座の受講に適さないと当社または IMA が判断した場合
 - ④ 前各号に準ずる重大な事由があると判断される場合
2. 前項に定める場合のほか、受講者が第3条2項に定める期限内に受講料の支払を行わない場合、受講料の支払がなされるまで当社は当該受講者による本講座の受講を拒否することができるものとします。
3. 前各項に基づく受講拒否がなされた場合、当該受講拒否につき当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はこれにより受講者に生じた損害を賠償する義務を負いません。また、この場合、受講者は本契約の解除、受講料の免除、減額または返金を求めることができません。
4. 本条第1項または第2項に基づく受講拒否がなされた場合において、当社の責めに帰すべき事由がある場合、受講者は受講料の支払義務を免れ、支払済みの受講料については当社に返金を求めることができるものとします。ただし、受講拒否前に本講座の一部が実施済みであった場合、当該実施の割合に応じて受講料の支払義務を負います。

第9条（欠席の取扱い）

1. 本講座は原則として全日程出席することが必要となります。欠席、遅刻、早退がある場合は、予め事務局へお申し出ください。事務局への相談なく欠席、遅刻、早退をした場合、受講者は第10条で定める IMA の認定審査を受けられず、修了証書が

発行されないことを了承します。

2. 受講者が本講座を欠席する場合において受講者の希望があるときは、当社は当該受講者の費用負担で、課題の提出、代講の提供その他の代替措置を講じることができません。ただし、当社は代替措置を講じる義務を負うものではありません。
3. 当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受講者は本講座を欠席したことを理由とする損害の賠償、契約の解除、または受講料の免除、減額もしくは返金を求めることはできません。

第10条（修了証書の発行）

1. 修了証は IMA におけるマインドフルネス認知療法講師の基準に基づき IMA より発行されるものであり、当社は当該判断に関与しません。
2. 以下の各修了要件の全てを満たさない限り、IMA による修了証の発行を受けることはできません。
 - (ア)第9条に定める出席日数を満たすこと
 - (イ)IMA の指定する時期に、IMA の認めるスーパーバイザーによるスーパービジョン（10時間）を受けながら本講座の内容に基づくマインドフルネス認知療法の8週間コースを2回講師として実施すること
 - (ウ)最終レポートを提出すること
 - (エ)マインドフルネス認知療法8週間プログラムを受講していること
 - (オ)マインドフルネスストレス低減法またはそれに準じる講師養成トレーニングを修了している、もしくは、修了見込みであること。
 - (カ)医療、心理、福祉等の分野で、日本国で公的に定められた資格またはそれに準じる資格を有すること。その他、IMA および当社が特別に認める場合。
3. 前項の審査の結果、IMA が承認した場合に限り、IMA から受講者に対して修了証書の発行がなされます。
4. 受講者の学習成果および知識・技能の習得の程度が IMA の修了基準に満たない場合、当該受講者は修了証書の発行を受けられないことを了承します。また、受講者は当社および IMA に対し、結果に異議を述べ、または理由の開示もしくは説明を求めることができないことを了承します。
5. 本条第2項各号に定める修了要件を満たしたことは修了認定および修了証書の発行を受けられることを保証するものではありません。修了要件を満たした場合であっても、審査の結果、修了認定および修了証書の発行を受けられない可能性があります。

ることを受講者は了承するものとします。

6. 当社と IMA との契約が解除となった場合など、やむを得ない事由がある場合、当社は IMA による修了および修了証書の発行に代えて、当社または本講座の学習成果につき適切な団体もしくは個人に修了認定および修了証書の発行を行わせることができるものとします。
7. 受講者による修了認定の審査の申請は本講座の最終モジュール終了後、24 ヶ月以内とします。
8. 本条に基づく修了証書の発行を受けられないこと、当該結果に対して理由の開示や説明がなされないこと、ならびに本条第 6 項に基づき IMA 以外の者による修了証書の発行が行われたことに対し、受講者は損害の賠償、契約の解除、または受講料の免除、減額もしくは返金を求めることはできません。

第 11 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、受講者から提供を受けた氏名、住所、連絡先その他の個人情報（以下、単に「個人情報」と表記します。）を以下の目的にのみ利用します。
 - ① 本講座の実施および提供のために必要となる受講者に対する連絡、通知および問合せに対する対応
 - ② 本講座の受講状況の把握および管理
 - ③ 本講座におけるモジュール、リトリート、セッション内における受講者氏名の呼称その他の利用
 - ④ 第 10 条に基づく IMA による修了証書の発行、ならびに修了証書の発送
 - ⑤ 当社が提供する本講座以外の講座やイベントの案内および情報提供
 - ⑥ 統計分析など受講者個人を特定しない形で行う当社によるマーケティング目的での利用
2. 当社は、本講座の実施および本契約の履行に必要な範囲で、個人情報を IMA と共有して利用します。
3. 当社は個人情報について法令により許容される場合を除き、第三者への開示または漏洩を行わず、これを適切に管理します。

第 12 条（知的財産の取扱い）

1. 本講座の実施に関連して当社から受講者に提供する教材、本講座内で使用するスライドその他の資料（以下、「教材等」と表記します。）の著作権その他の知的財産権

は全て当社または IMA に帰属します。本契約は教材等について受講者に対してその知的財産権を譲渡するものではありません。

2. 受講者は提供を受けた教材等（その複製物を含み、以下同様とします。）を本講座の履修と自習の目的でのみ利用することができます。受講者が当該目的を超えて教材等を利用していることが判明した場合、受講者は当社の指示に従い、当該教材等を当社に返還または破棄しなければなりません。
3. 法令により許容される場合を除き、受講者による以下の行為は禁止されます。
 - ① 教材等を複製、上演、上映、公衆送信、送信可能化、口述、譲渡、貸与、翻訳または翻案する行為
 - ② 本講座の全部または一部を撮影（オンライン方式の授業につきスクリーンショットを保存する行為を含み、以下同様とする。）、録画、録音もしくは配信し、または撮影、録画もしくは録音したものを複製、上演、上映、公衆送信、送信可能化、口述、譲渡、貸与、翻訳または翻案する行為
 - ③ 教材等および前号に定めるものにつき著作者人格権を害する行為
4. 本契約は、当社の名称である「Kuu 株式会社」および「Kuu Co., Ltd.」について受講者に対して利用を許諾するものではありません。本契約中または本契約の終了後を問わず、当社が事前に書面により同意した場合を除き、受講者はこれらの名称を営利の目的または当社に損害を与える目的で利用してはなりません。
5. 本契約は、IMA の名称である「The Institute for Mindfulness-Based Approaches」および IMA のロゴ（以下、「IMA 名称等」と表記します。）について受講者に対して利用を許諾するものではありません。本契約中もしくは本契約の終了後を問わず、または修了証書の発行後であっても IMA 名称等を IMA の許諾を得ずに利用してはなりません。
6. 本講座の実施中、当社は本講座の実施の様子を撮影、録画または録音し、これらを本講座の開催報告、今後の講座またはイベントの宣伝その他当社の事業目的に利用することができます。当該撮影、録画または録音の中に受講者の容貌、姿態または音声が含まれていたとしても受講者は当社に対してこれによる損害の賠償を求められません。ただし、受講者から利用の中止を求められた場合において、当社がその利用を継続するときは速やかにモザイク処理、音声の切除・加工その他当該受講者個人を特定できなくするための措置を講ずるものとします。
7. 受講者が本講座において記入したアンケートおよび感想（以下、「感想等」と表記します。）について、当社は本講座の開催報告、今後の講座またはイベントの宣伝

その他当社の事業目的に利用することができるものとし、この場合、当社は個人が特定されない形で感想等を利用するものとし、当社の判断により大意を変えない範囲で表現を修正し、または感想等の一部のみを利用することができるものとします。受講者は当社の感想等の全部もしくは一部の利用および修正に対して当社に対価の支払または損害の賠償を求めることはできません。

第13条（損害賠償責任）

1. 本契約において損害賠償義務を負わないと定められている場合を除き、当社もしくは受講者がその責めに帰すべき事由により本契約で定める義務に違反した場合、または本契約に基づく義務の履行に際して不法行為を行った場合、当社または受講者はそれにより相手方に生じた損害を賠償するものとし、
2. 前項に基づき当社が損害賠償義務を負う場合において、当社に故意または重大な過失がないときは当社が受講者に対して負担する損害賠償額は受講者が支払済みの受講料の額を上限とします。
3. 本契約で別段の定めがある場合のほか、当社の義務の不履行が自然災害、伝染病の拡大、その他当社の合理的制御の及ばない事由によるものである場合、当社は受講者に対して当該損害について賠償責任を負いません。

第14条（契約解除）

1. 受講者は以下のいずれかの事由がある場合、本契約を解除することができます。
 - ① 当社が本契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず期間内に是正がなされなかった場合
 - ② 第6条第1項に基づく中止または変更が行われたことにより受講者が本講座を受講することができなくなった場合において、第7条に基づく代替措置によっても第1条第1項に定める本講座の目的が実質的に達成できない場合
 - ③ 当社に対し破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立がなされた場合
2. 当社は以下のいずれかの事由がある場合、本契約を解除することができます。
 - ① 受講者が本契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず期間内に是正がなされなかった場合
 - ② 当該受講者が重大な身体的または精神的疾患により本講座を履修することが著しく困難であり、医師による許可および援助が受けられない場合

- ③ 当該受講者が本講座の授業を妨げ、他の受講者や講師に迷惑をかけ、または当社もしくは IMA に不利益を与えるおそれがある場合
 - ④ 受講者の申込時の申告内容に虚偽があり、本講座の受講に適さないと当社または IMA が判断した場合
 - ⑤ 当該受講者に対し破産手続開始または民事再生手続開始の申立がなされた場合
 - ⑥ 前各号に準ずる重大な事由があると判断される場合
3. 本条に基づく契約の解除がなされた場合、受講料は以下のとおり取り扱います。
- ① 受講者の責めに帰すべき事由によらずに解除がなされた場合、解除時点における本講座の実施の割合に応じて受講者は受講料の支払義務を負います。
 - ② 受講者の責めに帰すべき事由により解除がなされた場合、受講者は受講料全額の支払義務を負います。
4. 本契約に別段の定めがある場合を除き、本条に基づく解除は第 13 条に基づく損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。

第 15 条（中途解約の制限）

1. 第 3 条第 2 項に定める第 1 回目の受講料の支払前に限り、受講者は本契約を解約して受講料の支払義務を免れることができます。この場合、本契約前に受講者から当社に対して支払済みの事前面談費用は返還しません。
2. 本契約で別段の定めがある場合を除き、第 3 条 2 項に定める第 1 回目の受講料の支払後は、受講者は本契約を途中で解除または解約し、または受講料の支払を拒否することはできません。また、受講者は本契約に対するクーリング・オフの権利を有しません。
3. 第 3 条 2 項に定める第 1 回目の受講料の支払後、第 2 条 1 項に定めるモジュール 1 の開始前に限り、本講座の受講を希望しない受講者は、その者に代わって本講座を受講し、受講料の残額を支払う者に受講資格を譲渡することで当社との契約関係を終了させ、以降の受講料の支払義務を免れることができるものとします。なお、受講資格の譲渡は当社の書面による同意を要するものとし、この同意が行われなかったことによる損害の賠償、契約の解除、または受講料の免除、減額もしくは返金を求めることはできません。

第 16 条（合意解約）

当社と受講者が書面により合意した場合、本契約を途中で解約することができます。この場合、当社と受講者が書面で合意した場合を除き、受講者は解約時点における本講座の実施の割合に応じて受講料の支払義務を負います。

第 17 条（契約期間）

本契約の期間は締結日から本講座の終了後、受講者に対して当社による修了証書の発送または不合格の通知がなされるまでとします。

第 18 条（契約終了後の効力）

1. 本契約の条項のうち第 11 条（個人情報の取扱い）、および第 12 条（知的財産の取扱い）、第 13 条（損害賠償責任）、第 18 条（契約終了後の効力）、第 19 条（契約上の地位の移転等の禁止）、第 21 条（準拠法）、および第 22 条（紛争解決）は本契約終了後も有効に存続するものとします。
2. 本契約が終了した場合であっても、別段の定めがある場合を除き、本契約期間中に発生した受講料の支払義務および本契約に関連して生じた損害賠償義務は消滅しないものとします。

第 19 条（契約上の地位の移転等の禁止）

1. 受講者は本契約に基づく地位（本講座を受講する地位ならびに修了認定および修了証書の発行を受ける地位を含む。）または権利義務を第三者に移転または譲渡することができません。ただし、当社が事前に書面で承諾した場合はこの限りではありません。
2. 当社は本契約に基づく義務の全部または一部の履行を第三者に委託することができるものとします。

第 20 条（契約の変更・修正）

本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の変更または修正は当社および受講者双方の署名のある書面によってのみ行うことができるものとします。

第 21 条（準拠法）

本契約は日本法に基づき解釈・適用されます。

第 22 条（紛争解決）

本契約に関連して生じた一切の紛争については長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。